

【石狩市プレミアム付商品券】

参加店舗 募集要項

石狩市プレミアム付商品券事業実行委員会

◆事業の趣旨

消費税・地方消費税引上げによる低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的としています。

1. 商品券の事業概要

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| (1) 名称 | 石狩市プレミアム付商品券 |
| (2) 発行者 | 石狩市 |
| (3) 券額面 | 500円 |
| (4) 発行額 | 総額約3億円（1人あたり25,000円×購入対象者およそ12,000人） |
| (5) 使用期間 | 令和元年10月1日～令和2年2月29日 |
| (6) 購入対象者 | 住民税非課税者および3歳未満児子育て世帯主 |
| (7) 販売単位 | 1セット4,000円（500円券の10枚綴り・割引率20%） |
| (8) 販売場所 | 簡易郵便局を除く市内郵便局14局 |

2. 商品券取り扱い厳守事項

- 商品券は、物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- 商品券と現金の交換は禁止しています。
- 商品券面額以下の利用の場合であっても、お釣りはお渡ししないで下さい。
- 不足分は現金等で受け取って下さい。
- 使用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負いません。

3. 商品券の利用対象にならないもの

- 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- 土地購入、家賃・地代・月極駐車料等の不動産に関わる支払い
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 公的医療保険、公的介護保険の自己負担の支払い
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- 特定の宗教団体・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- 商品券の交換又は売買

4. 参加資格

石狩市内に事業所または店舗等を有する事業者（以下、店舗という）とし、市内の店舗に限り商品券を利用可能とすることができるもの。

ただし、次の事業者を除きます。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗の営業を行っているもの
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- ③ 上記3. [商品券の利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗
- ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項第2号（競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき）に該当する者、及び刑法による強制執行行為妨害等もしくは贈賄、または私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法に基づく公訴を提起されている者等
- ⑤ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ⑥ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

5. 参加店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- ① プレミアム付商品券が利用可能な店舗であることが明確になるよう、実行委員会が配付する販売ツール（ポスター・参加店証等）を利用者が分かりやすい場所に掲示して下さい。
- ② 確認用として配布する見本券は、商品券を取り扱うすべての方に周知下さい。
- ③ 利用者が使用される商品券について、受け取って問題ないかの確認をして下さい。なお、「コピー」の文字が表れている、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報して下さい。また、その旨当実行委員会にも報告して下さい。
- ④ 著しく破損・汚損している商品券は、受け取りを拒否して下さい。
- ⑤ 商品券を受け取った時は、再流通を防止するため商品券裏面の「商品券取扱店名」欄に店印等を必ず押印し、既に他店舗の店印等があるものは、受け取りを拒否して下さい。なお、換金請求時に他店舗の店印等がある商品券が含まれていた場合、その分の換金請求には応じかねますので、あらかじめご了承ください。
- ⑥ 商品券の交換及び売買は行わないで下さい。
使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。

6. 申し込みについて

(1) 申込方法

※ 参加を希望される方は、この「募集要項」に同意のうえ、別添「参加店舗登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、下記のいずれかの方法で申請して下さい。

- ・ 郵送の場合（あて先）

石狩市プレミアム付商品券事業実行委員会事務局

〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目5番地 石狩商工会議所内 または
〒061-3601 石狩市厚田区厚田47-4 石狩北商工会

・ FAXの場合

0133-72-2577 (石狩商工会議所) または
0133-78-2660 (石狩北商工会)

※ なお、市内に複数の店舗を持つ事業者については、原則、各店舗ではなく、事業者単位で申込みしていただきます。この場合、各店舗の名称（例：〇〇〇デンキ花川店）、所在地（郵便番号を含む）、電話番号、FAX番号、担当者氏名がわかるものを添付し、すべての参加店舗が「募集要項」に同意している必要があります。

(2) 申込期間

令和元年6月3日（月）から7月1日（月）まで

※ 参加申込は、7月2日以降も受け付けますが、7月2日以降のお申込みについては、パンフレット等紙媒体への掲載ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 参加店舗の選定

- ・ 申込みのあった事業者については、実行委員会の審査を経て、参加店舗として承認します。
- ・ 参加店舗には、店頭に掲示して頂くポスター・参加店証等および換金請求書等を後日配布します（複数店舗分を申込みの場合は、本社または統括する店舗へ一括して送付します）。
- ・ ただし、申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、承認を取り消すことがあります。

7. 参加店舗の取消等

「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や参加店舗の承認取消、損害金が発生した際はご請求する場合があります。

8. 換金について

(1) 支払方法・時期

換金は、口座振込となります。現金での換金には応じかねますのでご了承ください。詳細は、別紙「換金要領」をご覧ください。

原則として、商品券の換金代金の支払いは下記のとおりとします。

- ① 15日までに事務局で受付したものは当月末日支払
- ② 月末(休日の場合は翌営業日)までに事務局で受付したものは翌月20日支払

なお、いずれの支払日も金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日の振込とします。

(2) 請求方法

換金請求書（参加店舗へ後日送付）に必要な事項を記入のうえ、引換済商品券（裏面の「商品券取扱店名」欄に店印等を押印のこと）を添付し、実行委員会事務局へご持参ください。郵便・宅配便等により送付された場合の事故（商品券の紛失、枚数の相違など）については、責任を負いかねます。

(3) 請求期間

令和元年10月1日から令和2年3月16日まで

※ 土・日・祝祭日及び12月29日～1月3日を除く

受付時間は午前9時から午後5時までとします。

※ 請求期限を過ぎての換金請求には一切応じられませんのでご注意ください。

(4) 換金請求先

石狩市プレミアム付商品券発行事業実行委員会事務局

〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目5番地 石狩商工会議所内 または

9. その他留意事項

- ・ 「募集要項」に記載されていない事項などに関しては、協議を行います。
- ・ 参加店舗情報（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）は、「商品券の使えるお店」として、パンフレット、ホームページなどにより広報します。

【問合せ先】

石狩市プレミアム付商品券事業実行委員会事務局

石狩商工会議所

TEL : 0133-72-2111

FAX : 0133-72-2577

石狩北商工会

TEL : 0133-78-2513

FAX : 0133-78-2660